

令和 8 年 1 1 月 1 日 執行
茅ヶ崎市 長 選 挙

公 費 負 担 の し お り

茅ヶ崎市 選 挙 管 理 委 員 会

は じ め に

このしおりは、候補者（供託物が没収されない候補者に限る）の選挙運動費用の一部を「茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明し、あわせて届出に必要な用紙の記載例を示すものです。

候補者及び候補者と契約を締結した業者等の皆様は、この手引の説明要領により、お間違えのないよう手続きをお願いいたします。

令和 8 年 9 月

茅ヶ崎市選挙管理委員会

目 次

	ページ
選挙運動の公費負担に関する条例の概要	1
1 公費負担の要点	2
2 選挙運動用自動車の使用の公費負担	4
(1) タクシー・ハイヤー方式	4
(2) レンタル方式	6
3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	11
4 選挙運動用ビラの作成の公費負担	14
記 入 例	
○ 選挙運動用自動車使用（タクシー・ハイヤー方式）	16
○ 選挙運動用自動車の借入れ（レンタル方式その1）	21
○ 選挙運動用自動車の燃料の供給（レンタル方式その2）	26
○ 選挙運動用自動車の運転手の雇用（レンタル方式その3）	31
○ 選挙運動用ポスターの作成	35
○ 選挙運動用ビラの作成	41
○ 確認書（参考）	47

選挙運動費用の公費負担に関する条例の概要

候補者と有償契約を締結した業者等は、供託物没収点以上の得票数をその候補者が得た場合に、定められた手続きに従って茅ヶ崎市に請求することにより、下表の金額の範囲内で、選挙運動費用の一部が公費により負担されます。

区分	公 費 負 担 の 対 象		公 費 負 担 の 限 度 額	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送契約 (ハイヤー等) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)		総額で 451,500 円以内 (算定基礎) 64,500円×選挙運動日数	
	2 上記1以外の契約		※契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	※同じ日に「1 一般乗用旅客運送契約」と「2 上記1以外の契約」の両方を自動車として使用しているときは、公費負担の対象として、どちらかひとつの契約を選択する
	ア 自動車借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	総額で 112,700 円以内 (算定基礎) 16,100円×選挙運動日数		
	イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (代替車を含む)	総額で 53,900 円以内 (算定基礎) 7,700 円×選挙運動日数 ※選挙運動期間中で、一般乗用旅客運送契約を公費負担の対象として選択した日については、この選挙運動日数から除きます。		
	ウ 運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)	総額で 87,500 円以内 (算定基礎) 12,500円×選挙運動日数		
ポスターの作成	公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用 (作成単価×作成枚数) 総額で 521,850 円以内 ただし、対象となるポスターの作成単価、作成枚数は、それぞれ右に示した限度を超えることはできません。		1 ポスター作成単価の限度額 $\text{単価} = \frac{586\text{円}88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ $= \frac{586\text{円}88 \text{ 銭} \times 350 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}}{350 \text{ 箇所}} = 1,491 \text{ 円}$ 2 ポスター作成枚数の限度 候補者1人についてポスター掲示場の数に相当する枚数まで (現在350箇所)	
	選挙運動用に使用するビラの作成費用 (作成単価×作成枚数) 総額で、市長 134,080 円以内 ただし、対象となるビラの作成単価、作成枚数は、それぞれ右に示した限度を超えることはできません。		1 ビラ作成単価の限度額 8円38銭 2 ビラ作成枚数の限度 市長候補者1人について 16,000 枚	

1 公費負担の要点

候補者が供託物没収点以上の得票数を得た場合に限り、選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に関する費用について、一定の限度額まで、候補者に代わって市がそれぞれの業者等に費用を支払います。

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公費負担の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、茅ヶ崎市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に届け出なければなりません。

なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担される額には、一定の限度があること

公費負担の限度額については、個々の契約ごとに、候補者1人当たりの限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象とならず、候補者自身の負担となります。

(3) 必ず所定の手続きが必要であること

公費負担される場合、茅ヶ崎市（以下「市」という。）は業者等からの請求に基づき、候補者が支払うべき金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要となりますので、必ず所定の手続きをしなければなりません。なお、手続きは次表のとおり行い、届出等に係る書類には、契約書に記載された住所、氏名等を記載してください。

種 別	提 出 先 等	期 日 等
1 各種契約届出書 (1) 立候補の届出前の契約 (2) 立候補の届出後の契約	候補者 → 市選管	立候補の届出後直ちに 契約後直ちに
2 各種契約変更届出書	候補者 → 市選管	契約変更後直ちに
3 各種確認申請書	候補者 → 市選管	契約の届出と同時に
4 各種確認書	候補者 → 業者等	市選管が候補者に交付
5 各種使用（作成）証明書 (1) 使用証明書 （自動車、燃料、運転手） (2) 作成証明書 （ポスター、ビラ）	候補者 → 業者等	契約履行後直ちに 納品後直ちに
6 請求書	業者等 → 市長 （市選管経由）	土日祝を除く、11月18日 （水）から11月24日（火）まで

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物の没収点」といいます。）に達しないときにされ、没収点は次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も供託物が没収されます。

茅ヶ崎市長選挙

$$\text{供託物の没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

(5) 費用の請求は、土日祝日を除く、令和8年11月18日（水）から24日（火）までの間に下記へ提出をお願いします。

提出先 市役所分庁舎2階

茅ヶ崎市選挙管理委員会事務局

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号

Tel 0467-81-7212（直通）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

※ このほか、公職選挙法第142条第5項の規程により、**選挙運動用通常葉書が無料で郵送**できることになっています。（「候補者のしおりP10参照」）

市長選挙 8,000枚まで

2 選挙運動用自動車の使用の公費負担

公費負担となる選挙運動用自動車の使用の形態は、(1) タクシー・ハイヤー方式と
(2) レンタル方式があります

(1) タクシー・ハイヤー方式

ア どのようなものが公費負担の対象とされるか

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
(一般にタクシー・ハイヤー会社と呼ばれているものです。)と有償契約(この契
約を「一般運送契約」といいます。)を締結し、選挙運動用自動車(営業用ナンバ
ーであること。)を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内で公費負担
されます。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用する場合には、
候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

イ どのような手続きが必要か

(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに(立候補の届出前に
契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに) **選挙運動用自動車使用契約届出
書**(P18)に**契約書の写し**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書**
(P19)を運送事業者に提出しなければなりません。

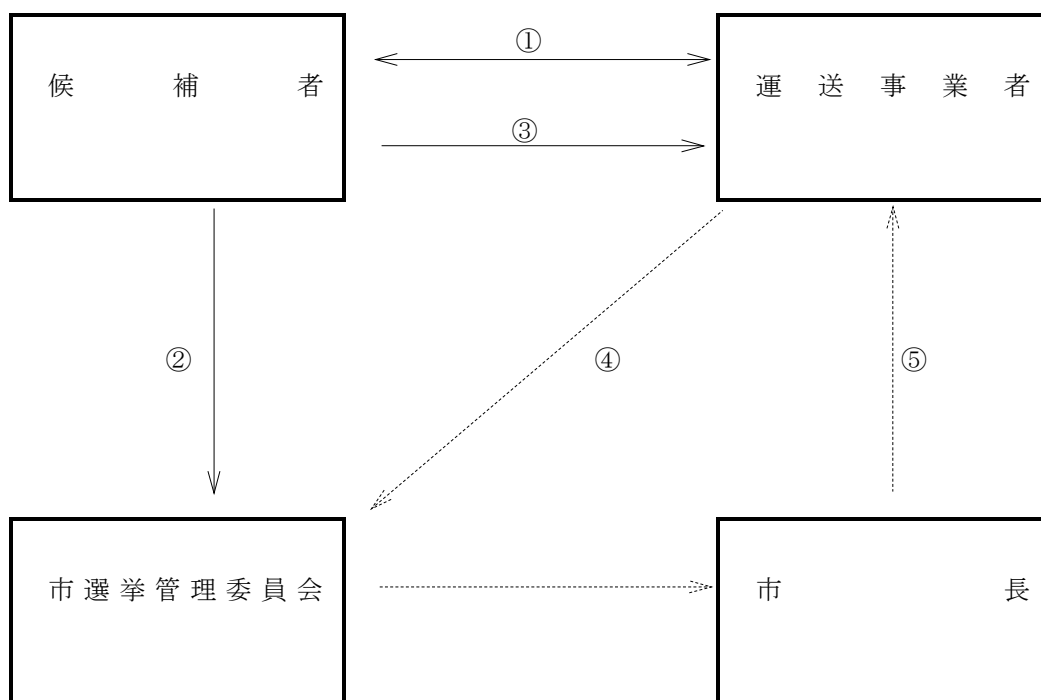
(ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに市選管を經由して茅ヶ崎市長(以下「市
長」といいます。)あてに所定の経費の請求をしてください。この場合、**選挙運
動用自動車(一般乗用旅客)使用請求書**(P20)に上記、**選挙運動用自動車使
用証明書**を添付してください。

ただし、供託物が没収される候補者については、市に請求することはできませ
ん。

(エ) 市は、運送事業者から請求されたときに、当該運送事業者に所定の経費を支払
います。

以上の手続きを、図で示すと次ページのようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続（タクシー・ハイヤー方式）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者から市選管	・選挙運動用自動車使用契約届出書（第1号※） ・契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から業者	選挙運動用自動車使用証明書（第13号）
④	公費負担される経費の請求	業者から市長 （市選管経由）	・選挙運動用自動車（一般乗用旅客） ・選挙運動用自動車使用請求書（第18号） ・選挙運動用自動車使用証明書（第13号）
⑥	経費の支払	市から業者へ	

※「第1号様式」の略、以降同様

注）供託物が没収される候補者については、事業者は④の請求をすることができません。

(2) レンタル方式

ア どのようなものが公費負担の対象とされるか

前記(1)で述べた一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担されます。なお、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

(7) 選挙運動用自動車の借入れ（レンタル方式その1）

選挙運動用自動車を借入れる有償契約（この契約を「自動車借入れ契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車を借入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入れ費用が公費負担されます。なお、1日に2台以上自動車借入れ契約により選挙運動用自動車を借入れるときには、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

(4) 選挙運動用自動車の燃料の供給（レンタル方式その2）

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担されます。

(6) 選挙運動用自動車の運転手の雇用（レンタル方式その3）

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担されます。

なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときには、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

イ どのような手続きが必要か

(7) 候補者は、それぞれの有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車使用契約届出書**（P23）に**契約書の写し**を添えて市選管に届け出なければなりません。

(4) 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**（P28）を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公費負担される限度額までの**選挙運動用自動車燃料代確認書**（P48）を立候補届出後交付します。

(ウ) 候補者は、選挙運動用自動車を借入れたときは、**選挙運動用自動車使用証明書**（P24）を業者等ごとに提出しなければなりません。

(エ) 候補者は、燃料の供給を受けたときは、**選挙運動用自動車燃料使用証明書**（P29）に**給油伝票の写し**を添付して、燃料供給業者ごとに提出しなければなりません。

(オ) 候補者は、運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車運転手使用証明書**（P33）を運転手ごとに提出しなければなりません。

(カ) 各契約事業者等は、選挙の期日後速やかに市選管を經由して茅ヶ崎市長（以下「市長」といいます。）あてに所定の経費の請求をしてください。この場合、選挙運動用自動車借入れについては、**選挙運動用自動車借入れ請求書**（P25）に**選挙運動用自動車使用証明書**を添付してください。燃料供給については、**選挙運動用自動車燃料代請求書**（P30）に**選挙運動用自動車燃料使用証明書及び給油伝票の写し**を添付してください。運転手の使用については、**選挙運動用自動車運転手請求書**（P34）に**選挙運動用自動車運転手使用証明書**を添付してください。

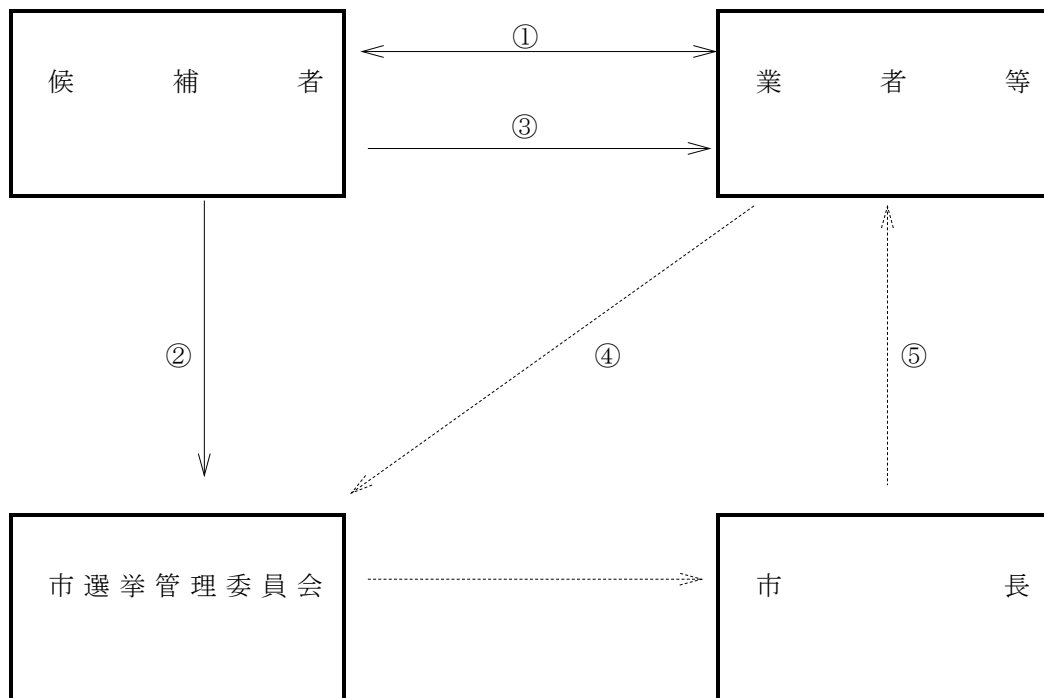
ただし、供託物が没収される候補者のものについては、市に請求することはできません。

(キ) 市は、各契約業者等から請求されたときに、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の手続きを、図で示すと次ページ以下ようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続（レンタル方式・その１）

（自動車 の 借 入 れ）

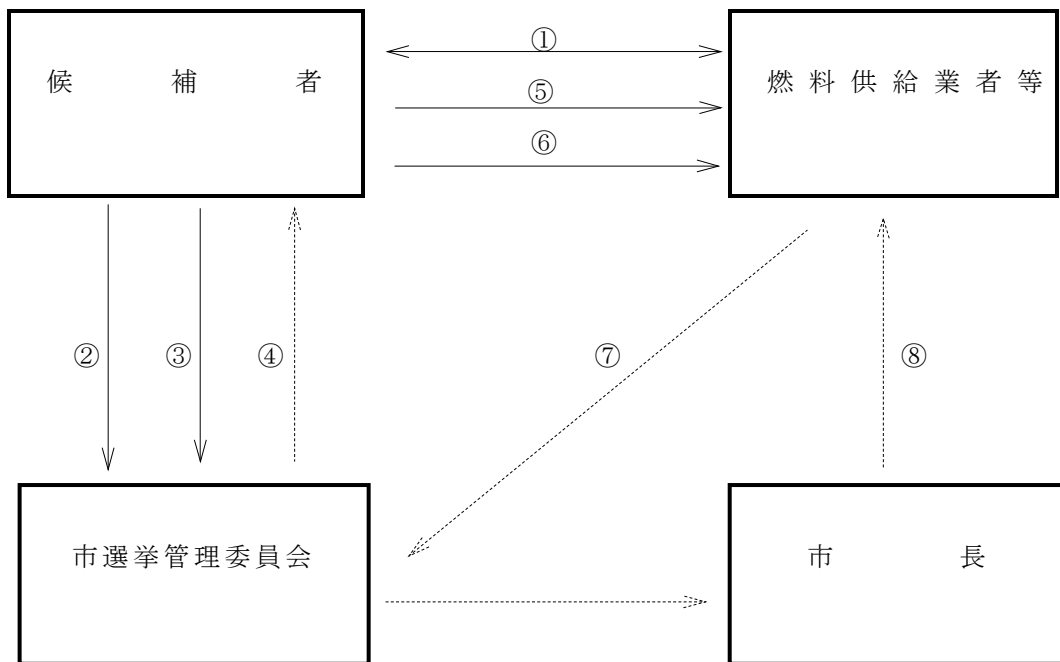


順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者等	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者から市選管	・選挙運動用自動車使用契約届出書（第1号） ・契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から業者等	選挙運動用自動車使用証明書（第13号）
④	公費負担される経費の請求	業者等から市長（市選管経由）	・選挙運動用自動車借入れ請求書（第19号） ・選挙運動用自動車使用証明書（第13号）
⑤	経費の支払	市から業者へ	

注）供託物が没収される候補者については、業者は④の請求をすることができません。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続（レンタル方式・その２）

（燃 料 の 供 給）

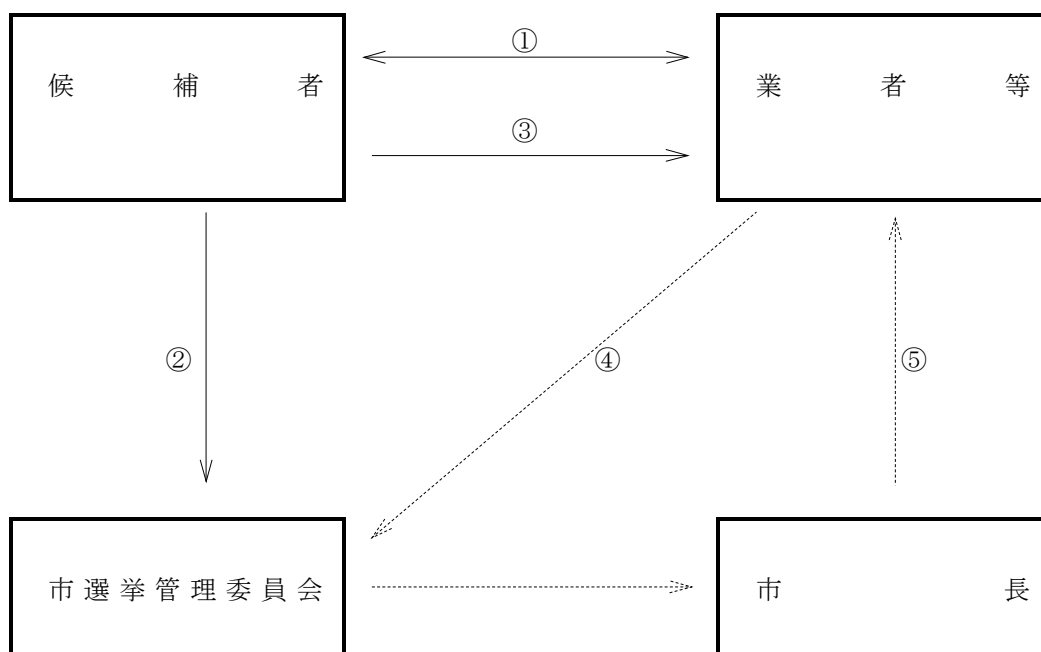


順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者から市選管	・ 選挙運動用自動車使用契約届出書（第1号） ・ 契約書の写し
③	燃料代の確認申請	候補者から市選管	選挙運動用自動車燃料代確認申請書（第7号）
④	確 認 書 の 交 付	市選管から候補者	選挙運動用自動車燃料代確認書（第10号）
⑤	確 認 書 の 提 出	候補者から業者	④の確認書
⑥	使用証明書の提出	候補者から業者	・ 選挙運動用自動車燃料使用証明書（第14号）
⑦	公費負担される経費の請求	業者から市長 （市選管経由）	・ 選挙運動用自動車燃料代請求書（第20号） ・ 選挙運動用自動車燃料代確認書（第10号） ・ 選挙運動用自動車燃料使用証明書（第14号） ・ <u>給油伝票の写し</u>
⑧	経 費 の 支 払	市から業者へ	

注）供託物が没収される候補者については、業者は⑦の請求をすることができません。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の手続（レンタル方式・その３）

（運 転 手 の 雇 用）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者等	契約書の作成
②	① の契約締結の届出	候補者から市選管	- 選挙運動用自動車使用契約届出書（第1号） - 契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から業者等	選挙運動用自動車運転手使用証明書（第15号）
④	公費負担される経費の請求	業者等から市長 （市選管経由）	- 選挙運動用自動車運転手請求書（第21号） - 選挙運動用自動車運転手使用証明書（第15号）
⑤	経 費 の 支 払	市から業者等へ	

注）供託物が没収される候補者については、業者は④の請求をすることができません。

3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(1) どのようなものが公費負担の対象とされるか

候補者がポスターの作成を業とする者（これを「ポスター作成業者」といいます。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の区分の範囲内で公費負担されます。

ア 枚数の制限

茅ヶ崎市におけるポスター掲示場の数 （３５０箇所）を限度とします。

イ 額の制限

５８６円８８銭に茅ヶ崎市のポスター掲示場の数を乗じて得た額に３１６，２５０円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た額（１円未満の端数があるときは、１円とします。）に確認枚数（選挙運動用ポスター作成枚数確認書記載の確認枚数）を乗じて得た額で、これを計算式に表しますと次のようになります。

$$\frac{586円88銭 \times \text{茅ヶ崎市内のポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{茅ヶ崎市内のポスター掲示場の数}} \times \text{確認枚数}$$

$$1 \text{ 枚の単価} = \frac{586円88銭 \times 350 \text{ 箇所} + 316,250円}{350 \text{ 所}} = 1,491 \text{ 円}$$

$$\text{総額の制限} \leq 1,491 \text{ 円} \times 350 \text{ 枚} = 521,850 \text{ 円}$$

(2) どのような手続きが必要か

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに）選挙運動用ポスター作成契約届出書（Ｐ３７）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象とされる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者とともに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（Ｐ３８）を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公費負担される枚数までの選挙運動用ポスター作成枚数確認書（Ｐ４９）を交付します。

ウ 候補者は、市選管から選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちに選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、ポスターを作成したときは、**選挙運動用ポスター作成証明書**（P 3 9）をポスター作成業者に提出しなければなりません。

オ ポスター作成業者は、選挙期日後速やかに市選管を経由して市長あてに所定の経費の請求をしてください。この場合、**選挙運動用ポスター作成請求書**（P 4 0）に**選挙運動用ポスター作成証明書**を添付してください。

ただし、供託物が没収される候補者については、市に請求することはできません。

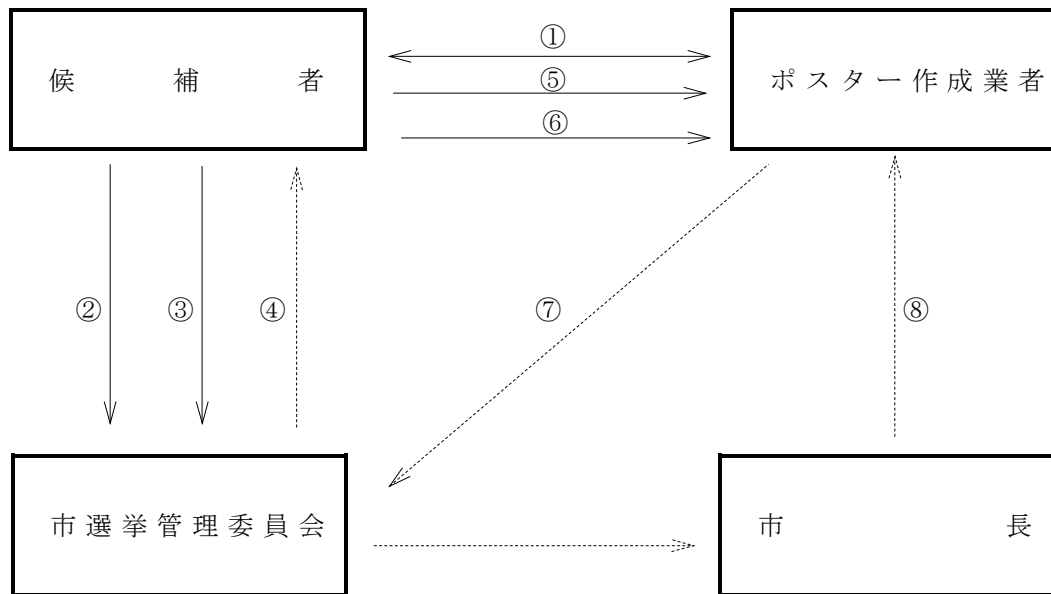
カ 市は、ポスター作成業者から請求されたときに、当該ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の手続きを、図で示すと次ページのようになります。

(3) その他

選挙運動用ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人あつては名称及び所在地）を記載しなければなりません。

選挙運動用ポスター作成の公費負担の手続



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有 償 契 約 の 締 結	候 補 者 と 業 者	契 約 書 の 作 成
②	①の契約締結の届出	候補者から市選管	・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (第3号) ・ 契約書の写し
③	作 成 枚 数 の 確 認 申 請	候補者から市選管	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (第9号)
④	確 認 書 の 交 付	市選管から候補者	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (第12号)
⑤	確 認 書 の 提 出	候補者から業者	③の確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から業者	選挙運動用ポスター作成証明書 (第17号)
⑦	公費負担される経費の請求	業 者 か ら 市 長 (市選管経由)	・ 選挙運動用ポスター作成請求書 (第23号) ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (第12号) ・ 選挙運動用ポスター作成証明書 (第17号)
⑧	経 費 の 支 払	市 から 業 者 へ	

注) 供託物が没収される候補者については、業者は⑦の請求をすることができません。

4 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(1) どのようなものが公費負担の対象とされるか

候補者がビラの作成を業とする者（これを「ビラ作成業者」といいます。）と有償契約を締結し、ビラ（長さ29.7cm、幅21cm A4版を超えてはならない）を作成するときは、次の区分の範囲内で公費負担されます。

ア 枚数の制限

市長・・・16,000枚を限度とします。

イ 額の制限

1枚当たりの作成単価は、8円38銭を限度とします。

総額の制限 ≤ 8円38銭 × 16,000枚 = 134,080円

(2) どのような手続きが必要か

ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ビラ作成契約届出書（P43）に契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。**

イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象とされる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（P44）**を市選管に提出しなければなりません。

市選管は、この申請に基づき公費負担される枚数までの**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（P50）**を交付します。

ウ 候補者は、市選管から**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちに**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**をビラ作成業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、ビラを作成したときは、**選挙運動用ビラ作成証明書（P45）**をビラ作成業者に提出しなければなりません。

オ ビラ作成業者は、選挙期日後速やかに市選管を経由して市長あてに所定の経費の請求をしてください。この場合、**選挙運動用ビラ作成請求書（P46）に選挙運動用ビラ作成証明書と選挙運動用ビラ作成枚数確認書**を添付してください。

ただし、供託物が没収される候補者については、市に請求することはできません。

カ 市は、ビラ作成業者から請求されたときに、当該ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

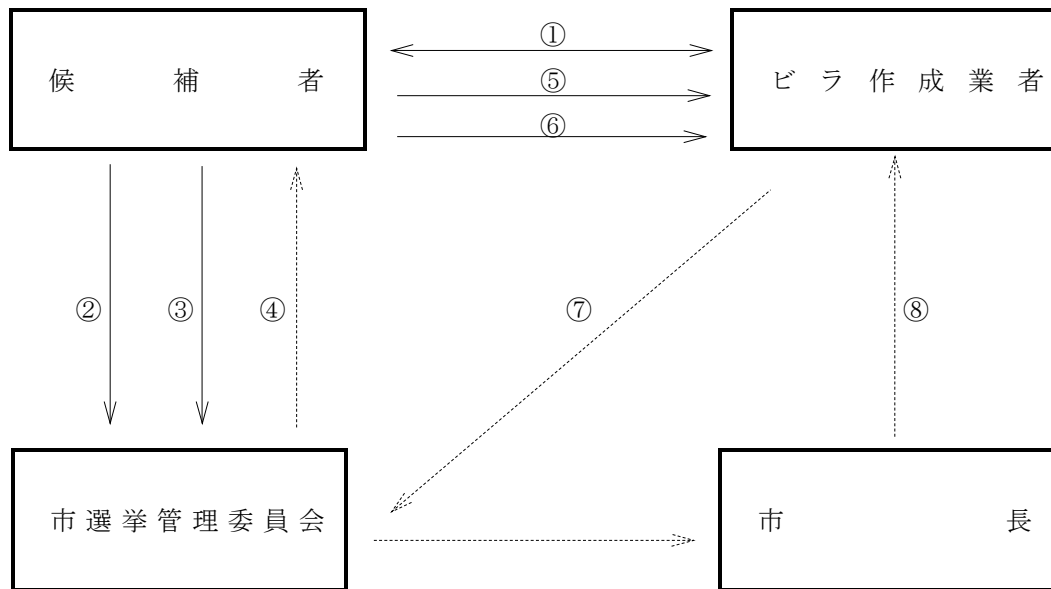
以上の手続きを、図で示すと次ページのようになります。

(3) その他

ア 選挙運動用ビラには、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

イ 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人あつては名称及び所在地）を記載しなければなりません。

選挙運動用ビラ作成の公費負担の手続



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者から市選管	・選挙運動用ビラ作成契約届出書（第2号） ・契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者から市選管	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（第8号）
④	確認書の交付	市選管から候補者	選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第11号）
⑤	確認書の提出	候補者から業者	④の確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者から業者	選挙運動用ビラ作成証明書（第16号）
⑦	公費負担される経費の請求	業者から市長 （市選管経由）	・選挙運動用ビラ作成請求書（第22号） ・選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第11号） ・選挙運動用ビラ作成証明書（第16号）
⑧	経費の支払	市から業者へ	

注）供託物が没収される候補者については、業者は⑦の請求をすることができません。

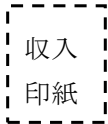
選挙運動用自動車の 使用記入例 (タクシー・ハイヤー方式)

※ 各契約書記入例について

既存の契約書の様式があるときは、それを用いて結構ですが、この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思が契約書に明示されている必要があります。

また、契約書のうち、レンタル方式（車両賃貸借契約書・燃料供給契約書・運転契約書）以外の契約書には印紙が必要です。ただし、契約金額が1万円未満のものは除きます。

※レンタル方式については「候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短期契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない」とされています



運 送 契 約 書

(ハイヤー・タクシー用)

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎 (以下「甲」という。)と (株) A B 交通 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号 小型 湘南 5 5 そ ○ ○ ○ ○
又は車両番号

3 台 数 1 台

4 運 送 契 約 期 間 令和8年10月 2 5 から令和8年10月 3 1 日までの 7 日間

5 契 約 金 額 4 5 3 , 6 0 0 円 (税込)
(内訳 1日 6 4 , 8 0 0 円 (税込) × 7 日間)

6 請 求 及 び 支 払 この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

7 そ の 他

令和8年 X X 月 X X 日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎○丁目○番○号

氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市元町○番○号

名 称 (株) A B 交通

代 表 者 代表取締役社長 甲田 二郎

候補者とタクシー・ハイヤー等会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

選挙運動用自動車使用契約届出書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

（運営への届出日（告示日以降）です。）

令和8年 10 月 25 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条の規定に基づき届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運送契約金額 (円)	
令和8年 ×月××日	茅ヶ崎市元町○番○号 (株)AB交通 電話0467-××-△△△ △ 代表取締役社長 甲田 二郎 (契約書と同じ内容)	令和8年 10月25日 ～ 10月31日	453,600円 1日当たり64,800 円×7日間	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額 (円)	
自動車の 借 入 れ					
燃 料 代					
運転手の 雇 用					

(注) 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容欄」の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（この場合には、「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

4 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。（候補者→選挙管理委員会）

選挙運動用自動車使用証明書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 10 月 25 日
（届出日（告示日）以降の日です。）

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車として使用するものであることを証明します。
（○印を付けてください）

運送等契約区分 （該当する方の番号に○印をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 2 上記1以外の場合		
運送事業者等の氏名、住所及び電話番号 （法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）	茅ヶ崎市元町○番○号 (株)AB交通 代表取締役社長 甲田 二郎 0467-××-△△△△		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額（円）	備考
小型 湘南55と○○○○ （契約書と同じ内容です）	令和8年10月25日 ～10月31日	453,600円 1日当たり 64,800円×7日間	

- （注）1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担対象額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たりの支払金額が次の表の左欄に掲げる契約の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める公費負担限度額以下のときは当該支払金額で、また、支払金額が公費負担限度額を超えるときは、当該公費負担限度額です。

契約の種類	公費負担限度額
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
2 上記1以外の場合	16,100円

（候補者→事業者→選挙管理委員会）

選挙運動用自動車（一般乗用旅客）使用請求書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所 茅ヶ崎市元町〇番〇号

氏 名 (株) A B 交通

代表取締役社長 甲田 二郎

電話番号 0467-××-△△△△

(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額		451,500円			
内 訳	使用年月日	運 送 金 額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請求内訳額 (ウ)	備 考
	令和8年 10月25日	円 台 円 64,800 × 1 = 64,800	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	円 64,500	
	10月26日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
	10月27日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
	10月28日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
	10月29日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
	10月30日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
	10月31日	64,800 × 1 = 64,800	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
計				451,500円	
令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙					
候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎					
振 込 先	青空 銀行 茅ヶ崎 本店		口座 名 義	(カタカナで記載してください。) コウダ ジロウ	
	種 目	①普通 2当座			
連絡先 (この請求書についての連絡先) 電話 (0467) ×× - △△△△ 担当者名 鈴木					

契約した金額です。

(注) 1 「請求内訳額 (ウ)」欄には、(ア) と (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(事業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車の
借入れ記入例
(レンタル方式その１)

車両賃貸借契約書

(レンタル1用)

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎 (以下「甲」という。) と 乙山 三郎
(以下「乙」という。) は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用する。

車種及び登録番号
2 小型 湘南55ろ〇〇〇〇
又は車両番号

3 台数 1台

4 運送契約期間 令和8年10月25日から令和8年10月31日までの7日間

5 契約金額 151,200円(税込)

(内訳 1日 21,600円(税込) × 7日間)

6 使用上の義務等 甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

8 その他

令和8年 XX月 XX日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇丁目〇番〇号

氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市柳島〇丁目〇番〇号

名 称

代 表 者 乙山 三郎

候補者とレンタル会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

選挙運動用自動車使用契約届出書

(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

(運営への届け出日(告示日)です。)

令和8年 10 月 25 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条の規定に基づき届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運送契約金額 (円)	

2 1に掲げる場合以外の場合

(契約書と同じ内容です。)

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額 (円)	
自動車の 借 入 れ	令和8年 ×月××日	茅ヶ崎市柳島〇丁目〇番〇号 乙山 三郎 電話 0467-××-△△△△	借入期間 令和8年 10月25日 ～10月31日	151,200円 1日当たり 21,600円 ×7日間	
燃 料 代	令和8年 ×月××日	茅ヶ崎市幸町〇番〇号 (株)丙川石油 代表取締役社長 丙川四郎 電話0467-××-△△△△	燃料供給量 100ℓ 小型湘南55大〇 〇〇〇	16,200円	燃料種別 ガソリン 契約単価 162円00銭
運転手の 雇 用	令和8年 ×月××日	茅ヶ崎市本村〇丁目〇番〇号 丁野 五郎 電話0467-××-△△△△	雇用期間 令和8年 10月25日 ～10月31日	91,000円 1日につき 13,000円	

(注) 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容欄」の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(この場合には、「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

4 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書

(令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙)

(自動車使用の契約届出書の届出日以降の日です。)

令和8年 ×× 月 ×× 日

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車として使用したものであることを証明します。

(○印を付けてください)

運送等契約区分 (該当する方の番号に○印をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 2 上記1以外の場合		
運送事業者等の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	茅ヶ崎市柳島○丁目○番○号 乙山 三郎 電話 0467-××-△△△△		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備考
小型 湘南 55 た ○○○○	令和8年10月25日 ～10月31日	151,200 1日当たり 21,600×7日間	

- (注) 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担対象額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たりの支払金額が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める公費負担限度額以下のときは当該支払金額で、また、支払金額が公費負担限度額を超えるときは、当該公費負担限度額です。

契約の種類	公費負担限度額
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
2 上記1以外の場合	16,100円

(候補者→事業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車借入れ請求書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所 茅ヶ崎市柳島〇丁目〇番〇号

氏 名 乙 山 三 郎

電話番号 0 4 6 7 - × × - △ △ △ △

(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額		1 1 2 , 7 0 0 円			
内 訳	使用年月日	借 入 れ 金 額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請求内訳額 (ウ)	備 考
	令和8年 10月25日	円 台 円 21,600 × 1 = 21,600	円 台 16,100 × 1 = 16,100	円 16,100	
	10月26日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	10月27日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	10月28日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	10月29日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	10月30日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	10月31日	21,600 × 1 = 21,600	16,100 × 1 = 16,100	16,100	
	計			112,700 円	

令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙

候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎

契約した金額です。

振 込 先	青空 銀行 茅ヶ崎 本店			口座 名義	(カタカナで記載してください。)
	種 目	① 普通 2当座	口座 番号		
			2 3 0 4 3 0		オツヤマ サブロー
連絡先 (この請求書についての連絡先)					
電話 (0 4 6 7) × × - △ △ △ △ 担当者名 乙 山					

(注) 1 「請求内訳額(ウ)」欄には、(ア)と(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(事業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車の
燃料の供給記入例
(レンタル方式その2)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(レンタル2用)

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎 (以下「甲」という。)と (株)丙川石油
(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和8年10月 25 日から令和8年10月 31 日まで
及び供給量 燃料供給総量(予定総量) 100ℓ
- 2 供給場所 所在地 茅ヶ崎市幸町〇番〇号
名称 (株)丙川石油
燃料の供給を受ける
- 3 自動車の車種及び 小型 湘南55ろ〇〇〇〇
登録番号又は車両番号
- 4 供給する燃料の種類 ガソリン
- 5 契約金額 16,200 円 (税込)
ただし、1ℓ当たり金 162円 とし、燃料供給量が1に定める
- 6 請求及び支払 予定総量に満たない場合は、供給量に 162円 を乗じた金額とする。
この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。
- 7 その他

令和8年 XX 月 XX日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇丁目〇番〇号

氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市幸町〇番〇号

名 称 (株)丙川石油

代 表 者 代表取締役社長 丙川 四郎

候補者と石油販売会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 10 月 25 日
（選挙への届出日（告示日以降）です。）

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次の選挙運動用自動車燃料代について、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日	令和8年 X 月 XX 日
2 契 約 の 相 手 方 の 氏 名 、 住 所 及び電話番号 （法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）	茅ヶ崎市幸町〇番〇号 (株)丙川石油 代表取締役社長 丙川 四郎 電話 0467-××-△△△△
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車 の車種及び自動車登録番号又は 車両番号	小型 湘南 55 た ○○○○
4 確 認 申 請 金 額	16,200 円

区 分	購 入 金 額 (円)	左のうち公費負担範囲額 (円)
前回までの累積金額 (a)	0	確認済額 0
今回の購入金額 (b)	16,200	確認申請金額 16,200
燃料代計 (a) + (b)	16,200	公費負担対象金額 16,200
備 考		

- (注) 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から茅ヶ崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
- 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

（候補者→選挙管理委員会）

選挙運動用自動車燃料使用証明書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 XX 月 XX 日

（自動車の使用の契約届出書の届け出日以降の日です。）

補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車の燃料として使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)		茅ヶ崎市幸町〇番〇号 (株)丙川石油 代表取締役社長 丙川 四郎 電話 0467-××-△△△△		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の車種及び自動車登録番 号又は車両番号	燃 料 供 給 量 (ℓ)	燃 料 供 給 金 額 (円)	備 考
令和8年 10月25日	小型湘南55た〇〇〇〇	25	4,050	
10月26日	〃	0	0	
10月27日	〃	25	4,050	
10月28日	〃	0	0	
10月29日	〃	25	4,050	
10月30日	〃	0	0	
10月31日	〃	25	4,050	

- (注) 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票の写しを添付して、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 燃料代について公費の支払を請求することができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車には、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された自動車が該当します。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

（候補者→業者→選挙管理委員会）

選挙運動用自動車燃料代請求書

（あて先） 茅ヶ崎市 長

住 所 茅ヶ崎市幸町〇番〇号

氏 名 (株)丙川石油
代表取締役社長 丙川 四郎電話番号 0467-××-△△△△
（法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		16,200円				
内 訳	販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額（ウ）	備考
	令和8年 10月25日	小型湘南55た〇〇〇〇	円 0 162 × 25 = 4,050			
	10月26日	〃	162 × 0 = 0			
	10月27日	〃	162 × 25 = 4,050			
	10月28日	〃	162 × 0 = 0			
	10月29日	〃	162 × 25 = 4,050			
	10月30日	〃	162 × 0 = 0			
	10月31日	〃	162 × 25 = 4,050			
	計		162 × 100 = 16,200 円	53,900円	16,200円	

令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙

候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎

振込先	青空 銀行 茅ヶ崎 本店			口座名義	(カタカナで記載してください。)
	種目	① 普通 2 当座	口座番号		
			023467		ヘイカワ シロウ

連絡先（この請求書についての連絡先）

電話（0467）×× - △△△△ 担当者名 吉 田

- （注）1 燃料代について公費の支払を請求することができるのは、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料に係るもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限りされています。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書又は選挙運動用自動車使用契約変更届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「請求金額（ウ）」欄には、（ア）の「計」欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 5 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車燃料代確認書、選挙運動用自動車燃料使用証明書及び給油伝票の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 6 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

（業者→選挙管理委員会）

選挙運動用自動車の
運転手の雇用記入例
(レンタル方式その３)

自動車運転契約書

(レンタル3用)

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎 (以下「甲」という。)と 丁野 五郎 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和8年10月25日から令和8年10月31日までの 7 日間
原則として毎日 8 時 00分から 20時 00分まで

2 契約金額 91,000円 (税込)

3 運転する車両の車種及び登録番号又は車両番号 小型 湘南55た〇〇〇〇

4 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

6 その他

令和8年 XX月 XX日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇丁目〇番〇号

氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市本村〇丁目〇番〇号

名 称

代表者又は氏名 丁野 五郎

候補者と自動車運転員とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

選挙運動用自動車運転手使用証明書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 XX 月 XX 日

（自動車の使用の契約書の

届出日以降の日です）

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用自動車の運転手として使用したものであることを証明します。

運転手の氏名、住所及び電話番号	茅ヶ崎市本村〇丁目〇番〇号 丁野 五郎 電話 0467-××-△△△△	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額（円）	備 考
令和8年10月25日	13,000	
10月26日	13,000	
10月27日	13,000	
10月28日	13,000	
10月29日	13,000	
10月30日	13,000	
10月31日	13,000	

- （注）1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担対象額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じての支払金額が公費負担限度額（12,500円）以下のときは当該支払金額、支払金額が公費負担限度額を超えるときは12,500円です。

（候補者→運転手→選挙管理委員会）

第21号様式(運転手請求)

(レンタル3-2)

選挙運動用自動車運転手請求書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所 茅ヶ崎市本村〇丁目〇番〇号

氏 名 丁野 五郎

電話番号 0467-××-△△△△
(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		87,500円			
内 訳	運転年月日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請求内訳額 (ウ)	備 考
	令和8年 10月25日	円 13,000	円 12,500	円 12,500	
	10月26日	13,000	12,500	12,500	
	10月27日	13,000	12,500	12,500	
	10月28日	13,000	12,500	12,500	
	10月29日	13,000	12,500	12,500	
	10月30日	13,000	12,500	12,500	
	10月31日	13,000 (契約した金額です。)	12,500	12,500	
計				87,500円	
令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙					
候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎					
振 込 先	青空 銀行 茅ヶ崎 本店		口座 名義	(カタカナで記載してください。) テイノ ゴロウ	
	種 目	①普通 2当座			
連絡先 (この請求書についての連絡先)					
電話 (0467) ××- △△△△ 担当者名 丁 野					

- (注) 1 「請求内訳額(ウ)」欄には、(ア)と(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車運転手使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
 3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(運転手→選挙管理委員会)

選挙運動用ポスターの作成記入例

選挙運動用ポスター作成契約書

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎（以下「甲」という。）と (株)甲山印刷（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 数 量 350 枚

3 契 約 金 額 521,850 円（税込）
（単価 1,491 円 00 銭（税込））

4 納 入 期 限 令和8年 XX 月 XX 日

5 請 求 及 び 支 払 この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

6 そ の 他

令和8年 XX 月 XX 日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇丁目〇番〇号
氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号
名 称 (株)甲山印刷
代 表 者 代表取締役社長 甲山 六郎

候補者と印刷会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

第3号様式（ポスター契約）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 10 月 25 日
（運営への届出日（告示日）以降です。）

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定に基づき届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名、住所及び 電話番号 （法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数（枚）	作成契約金額（円）	
令和8年 X月XX日	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号 (株)甲山印刷 代表取締役社長 甲山 六郎 電話 0467-××-△△△△	350	548,100	
	（契約書と同じ内容です。）			

（注） この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

（候補者→選挙管理委員会）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 10 月 25 日
（選管への届出日（告示日）以降です。）

茅ヶ崎市長選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次の選挙運動用ポスター作成枚数について、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日	令和8年X月XX日
2 契約の相手方の氏名、住所 及び電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号 (株)甲山印刷 代表取締役社長 甲山 六郎 電話 0467-××-△△△△
3 確 認 申 請 枚 数	350 枚

区 分	作 成 枚 数 (枚)	左のうち公費負担範囲の枚数 (枚)
前回までの累積枚数 (a)	0	確認済枚数 0
今 回 の 枚 数 (b)	350	確認申請枚数 350
枚 数 計 (a) + (b)	350	公費負担対象枚数 350
備 考		

(注) 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から茅ヶ崎市長選挙管理委員会に提出してください。

3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成証明書

（令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和8年 XX 月 XX 日

（ポスター作成契約届出書の届出日以降の日です。）

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名、住所及び 電話番号 (法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号 (株)甲山印刷 代表取締役社長 甲山 六郎 電話 0467-××-△△△△
作 成 枚 数	350 枚
作 成 金 額	521,850 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	350 箇所

- (注) 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数は、候補者がポスター作成業者に渡した選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載されている枚数です。
- 5 公費負担対象額は、各契約に基づくポスター作成単価が次の式により算定した単価限度額以下のときは当該作成単価に、当該作成単価が単価限度額を超えるときは単価限度額に、それぞれ公費負担対象枚数を乗じて得た金額（1円未満切捨て）です。

$$\text{単価限度額} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (350 箇所)} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (350 箇所)}} = 1,491 \text{ 円}$$

※ 1円未満の端数切上げ

（候補者→業者→選挙管理委員会）

選挙運動用ポスター作成請求書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住 所 茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号

氏 名 (株)甲山印刷
代表取締役社長 甲山 六郎電話番号 0467-××-△△△△
(法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額				505,750 円							
内 訳	ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
		単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
	箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
	350	1,566	350	548,100	1,491	350	521,850	1,491	350	521,850	
令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙											
候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎											
振 込 先	青空 銀行 茅ヶ崎 本店				口座 名義	(カタカナで記載してください。) コウヤマ ロクロウ					
	種 目	① 普通 2 当座	口座 番号	567489							
連絡先 (この請求書についての連絡先)											
電話 (0467) × × - △ △ △ △ 担当者名 田 中											

(注) 1 内訳欄について

- (1) E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により**確認された作成枚数を記載**してください。
- (2) G欄には、**A欄とD欄とを比較して少ない方の金額を記載**してください。
- (3) H欄には、**B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載**してください。
- 2 この請求書は、候補者から受領した**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**及び**選挙運動用ポスター作成証明書**とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(業者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラの作成記入例

選挙運動用ビラ作成契約書

茅ヶ崎市長選挙候補者 茅ヶ崎 一郎（以下「甲」という。）と (株)甲山印刷（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ

2 数 量 16,000 枚

3 契 約 金 額 138,240 円（税込）
（単価 8 円 64 銭（税込））

4 納 入 期 限 令和8年 XX 月 XX 日

5 請 求 及 び 支 払 この契約に基づく契約金額については、乙は、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき茅ヶ崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、茅ヶ崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は茅ヶ崎市に請求できない。

6 そ の 他

令和8年 XX 月 XX 日

甲 茅ヶ崎市長選挙候補者

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎〇丁目〇番〇号
氏 名 茅ヶ崎 一郎

乙 住 所 茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号
名 称 (株)甲山印刷
代 表 者 代表取締役社長 甲山 六郎

候補者と印刷会社とで契約を交わします。各々が一部ずつ保管します。写しを一部選挙管理委員会に提出します。

第 2 号 様 式 （ ビ ラ 契 約 ）

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 契 約 届 出 書

（ 令 和 8 年 1 1 月 1 日 執 行 茅 ヶ 崎 市 長 選 挙 ）

令 和 8 年 1 0 月 2 5 日

茅 ヶ 崎 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様

（ 選 管 へ の 届 出 日 （ 告 示 日 ） 以 降 で す 。 ）

候 補 者 氏 名 茅 ヶ 崎 一 郎

次 の と お り 選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成 契 約 を 締 結 し た の で 、 茅 ヶ 崎 市 の 議 会 の 議 員 及 び 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 費 負 担 に 関 す る 条 例 第 7 条 の 規 定 に 基 づ き 届 け 出 ま す 。

契 約 年 月 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 、 住 所 及 び 電 話 番 号 （ 法 人 に あ っ て は 、 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 、 所 在 地 及 び 電 話 番 号 ）	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数 （ 枚 ）	作 成 契 約 金 額 （ 円 ）	
令 和 8 年 × × 月 × × 日	茅 ヶ 崎 市 南 湖 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号 （ 株 ） 甲 山 印 刷 代 表 取 締 役 社 長 甲 山 六 郎 電 話 0 4 6 7 - × × - △ △ △ △	1 6 , 0 0 0	1 3 8 , 2 4 0	
	（ 契 約 書 と 同 じ 内 容 で す 。 ）			

（ 注 ） こ の 契 約 届 出 書 に は 、 契 約 書 の 写 し を 添 付 し て く だ さ い 。

（ 候 補 者 → 選 挙 管 理 委 員 会 ）

第 8 号様式（ビラ申請）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
（令和 8 年 1 1 月 1 日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和 8 年 1 0 月 2 5 日
（運営への届出日（告示日）以降です。）

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次の選挙運動用ビラ作成枚数について、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日	令和 8 年 × × 月 × × 日
2 契約の相手方の氏名、住所及び電話番号 （法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号 （株）甲山印刷 代表取締役 甲山 六郎 電話 0 4 6 7 - × × - △ △ △ △
3 確 認 申 請 枚 数	1 6 , 0 0 0 枚

区 分	作成枚数（枚）	左のうち公費負担範囲の枚数（枚）
前回までの累積枚数（a）	0	確認済枚数 0
今 回 の 枚 数（b）	1 6 , 0 0 0	確認申請枚数 1 6 , 0 0 0
枚 数 計（a）＋（b）	1 6 , 0 0 0	公費負担対象枚数 1 6 , 0 0 0
備 考		

- （注） 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から茅ヶ崎市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

（候補者→選挙管理委員会）

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 証 明 書

（令和 8 年 1 1 月 1 日執行茅ヶ崎市長選挙）

令和 8 年 × × 月 × × 日

（ビラ作成契約届出書の届出日以降の日です。）

候補者氏名 茅ヶ崎 一郎

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名、住所及び電話番号 （法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）	茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号 （株）甲山印刷 代表取締役 甲山 六郎 電話 0467-××-△△△△
作 成 枚 数	16,000 枚
作 成 金 額	138,240 円

- （注） 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が茅ヶ崎市に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数は、候補者がビラ作成業者に渡した選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載されている枚数です。

（候補者→業者→選挙管理委員会）

第 2 2 号 様 式（ビラ請求）

選挙運動用ビラ作成請求書

（あて先） 茅ヶ崎市長

住 所 茅ヶ崎市南湖〇丁目〇番〇号
氏 名 （株）甲山印刷 代表取締役 甲山 六郎
電話番号 0467-××-△△△△

（法人にあっては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額			123,680 円							
内 訳	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
	8.64	16,000	138,240	8.38	16,000	134,080	8.38	16,000	134,080	
令和 8 年 1 1 月 1 日執行茅ヶ崎市長選挙 候補者の氏名 茅ヶ崎 一郎										
振込先	本店 青空 銀行 茅ヶ崎 ① 支				口座 名義	(カタカナで記載してください。) コウヤマ ロクロウ				
種目	① 普通 2 当座	口座 番号	5 6 7 8 9							
連絡先（この請求書についての連絡先） 電話（ 0 4 6 7 ）××-△△△△ 担当者名 田 中										

（注） 1 内訳欄について

- （1） E 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - （2） G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
 - （3） H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

（業者→選挙管理委員会）

確 認 書（選管→候補者）

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号 第 号

令和8年 XX月 XX日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長

小 川 茂 子



茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和8年11月1日執行 茅ヶ崎市長選挙	
候補者の氏名	茅ヶ崎 一郎
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	小型 湘南 55 た ○○○○
確認金額	16,200 円

- (注) 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車燃料使用証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(候補者→業者→選挙管理委員会)

選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー 作 成 枚 数 確 認 書

確認番号 第 号

令和 8 年 X X 月 X X 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 小 川 茂 子 印

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 1 条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 8 年 1 1 月 1 日 執行 茅ヶ崎市長選挙	
候 補 者 の 氏 名	茅ヶ崎 一郎
確 認 枚 数	3 5 0 枚

- (注) 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません。

(候補者→業者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号 第 号

令和 8 年 × × 月 × × 日

茅ヶ崎市選挙管理委員会委員長 小 川 茂 子 

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 8 年 1 1 月 1 日執行 茅ヶ崎市長選挙	
候 補 者 の 氏 名	茅ヶ崎 一郎
確 認 枚 数	1 6 , 0 0 0 枚

- （注） 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、茅ヶ崎市に支払を請求することはできません

（候補者→業者→選挙管理委員会）